



相談室だより

エピソードII

発行所 第60号
佐藤 和弘

親の養育責任とは？

犯罪を犯した少年の親の責任について考えるための準備として、親の養育責任とは何か簡単に押さえておくことにしましょう。

親の養育責任とは、経済的な扶養責任と子どもの自立を促進する責任とに分けて考えることができるだろうと思います。分けて考えることができるといっても現実的には同じことなのです。経済的に一生懸命養い、教育費を出して教育を施すことによって自立がだんだん促進されるわけですから。しかし、概念としては二つに分けることができます。

子どもを経済的に扶養する責任については、民法第877条にも「直系血族および兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある」と書かれていますので、その点から言ってこれは「法・義務」に近いだろうと思います。

これに対して、たとえ法に書かれていなくても、単に金だけ出せばいいというものではありません。精神的な意味での責任、つまり「自立促進責任」というものがあると考えられます。そしてこれは「道徳」に近いものと言えます。

それをイメージするとすれば、子どもの年齢とともに放物線的なカーブを描いて親の責任が減っていくそういう感じですね。子どもが幼ければ、幼いほど親の責任の範囲は大きい。そして、思春期以降急速に減っていくと考えるべきです。

また、凶悪な少年犯罪が起るたびに刑事責任年齢が問題になりますが、刑事責任年齢を今より引き下げれば、凶悪な少年犯罪が減少するのか、問題が解決するかと言えば、そうはならないでしょう。たとえば、12歳以上は本人の責任で、12歳未満は親の責任だと一方的に決めつけるというふうなことができないことは容易に想像できることです。